平成２４年（フ）第３１４号
福岡県久留米市三潴町高三潴1423番地15
債務者　徳永　敏子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡県田川郡糸田町2731番地
債務者　阿久根くる美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市春山町1177番地６
債務者　川崎　修一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市真砂町79番11号　シャンボールマエダ303号
債務者　鮫島　郁代
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
鹿児島県西之表市西之表11666番地８
債務者　野﨑　龍二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
鹿児島県いちき串木野市湊町86番地２
債務者　松原　桂子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1851番地７
債務者　大川　大蔵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目48番５号リ・ヴェール光ヶ丘Ｂ202号
債務者　上村　健太
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
鹿児島県いちき串木野市羽島9161番地１
債務者　鞘脇恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県奄美市名瀬大字朝仁873番地17
債務者　東田美和子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６９号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町12番１―32号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬金久町６番２号
債務者　嘉藤　健吾
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１１８号
鹿児島県薩摩川内市城上町6332番地、前住所愛知県知多郡武豊町字ヒジリ田101番地４
債務者　立野　睦美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２５８７号
神奈川県藤沢市城南２丁目８番９号、居所神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目12番１―104号
債務者　奥東三千男
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５９５号
横浜市泉区中田南５丁目56番９号　ラーク南101号
債務者　仲松さとみ
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１２号
神奈川県茅ヶ崎市高田２丁目４番13号　ハセリバーＡ205
債務者　辻本　達哉
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５３号
相模原市（以下秘匿）、住民票上の住所横浜市鶴見区下野谷町１丁目13番地１　日商岩井鶴見マンション430
債務者　岩下　由香（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部